

# 訪問看護利用料金表

## 医療保険

項目	内容
訪問看護基本療養費(Ⅰ)	週3回まで(看護師:5550円/准看護師:5050円)
	週4回以降(看護師:6550円/准看護師6050円)
訪問看護基本療養費(Ⅱ)	週3回まで(看護師:看護師:4300円/准看護師3800円)
	週4日以降(看護師5300円/准看護師4800円)
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	8500円
難病等複数回訪問加算	1日2回:4500円/1日3回以上:8000円
複数名訪問看護加算	週1回(看護師:4500円/准看護師3800円/補助者3000円)
長時間訪問看護加算	5200円(週1回)
管理療養費	7440円(月1回)/3000円(月2回目以降)
夜間・早朝訪問看護加算	2100円/回(18時~22時と6時~8時の間)
深夜訪問看護加算	4200円/回(22時~6時の間)
退院時共同指導加算	8000円
退院時支援指導加算	6000円
24時間対応体制加算(月1回)	6400円
特別管理加算(月1回)	2500円/重症度により5000円(月4回以上の訪問)
在宅患者連携指導加算(月1回)	3000円
在宅患者緊急時カンファレンス加算	2000円(月2回まで)
訪問看護ターミナルケア療養費1	25000円
訪問看護ターミナルケア療養費2	10000円(施設等で看取り介護加算を算定している場合)
情報提供療養費1(市町村へ情報提供)	1500円(月1回)
情報提供療養費2(義務教育学校へ情報提供)	1500円(月1回)
情報提供療養費3(入院・入所時主治医情報提供)	1500円(月1回)
看護・介護職員連携強化加算	2500円(月1回)
特別管理指導加算	2000円

・上記金額に負担率を乗じた自己負担金額となります。

・重度心身障害者医療受給者証、特定疾患医療受給証など、公費対象の方の場合は利用金額が免除もしくは減額されます。

・1ヶ月に支払った利用者負担金負担限度額を超えた場合は、超えた金額を市町村へ申請いたしますと高額療養費として支給されます。

## その他の料金

項目	内訳	金額
交通費	石狩市内200円(1回)、そのほかの地域は400円	
休日の訪問	事業所の営業日以外に訪問の場合	2100円/1回
キャンセル料	訪問1時間前までに訪問中止の連絡が無い場合(急変時は除く)	2500円
衛生材料費(医療)	ガーゼやおむつ等	実費相当額